

## 障害者が直面しているコミュニケーションに係る課題について

### ●ノーマライゼーション条例抜粋

#### 第25条(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

- 1 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。
- 3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

### ●各項に対応した障害者総合支援計画の施策

| 項   | 各項における趣旨                     | 障害者総合支援計画の施策                                     |
|-----|------------------------------|--|
| 第1項 | 市の情報通信技術の利用を踏まえた情報アクセスに対する取組 | 手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、点訳や音訳サービスの提供等                  |
| 第2項 | 市のお知らせや行事を開催する時の取組           | 広報の点字版・音声版の作成、市のイベントにおける手話通訳者及び要約筆記者の設置等         |
| 第3項 | 事業者の情報アクセスに対する取組             | 事業者に対する「差別の解消に関するパンフレット」の配布等の啓発活動等               |
| 第4項 | 災害時や緊急時に備えるための市の取組           | インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信、緊急時安心キット配付事業、防災訓練事業等 |

### ●意思疎通支援施策に係る主な意見

- ・外見では判断しにくい障害がある場合、周囲から理解が得られずコミュニケーションに苦勞することがある。
- ・思い込みで、「視覚障害者なら点字が読める」、「聴覚障害者なら手話ができる」と誤解され、コミュニケーションに苦勞することがある。
- ・人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦勞することがある。

### ●課題

条例では障害の特性を理解した上で取組を行うこととしているが、障害特性についての理解が進んでいない現状がある。